

会議案第9号

芽室町議会会議条例中一部改正の件

芽室町議会会議条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年12月1日提出

芽室町議会議会運営委員長 梶澤幸治

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例

第84条の見出し中「起立」を「電子表決システム等」に改め、同条第1項中「、問題を可とする者を起立させ、起立者」を「電子表決システムにより、問題を可とする者」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

3 第1項及び第90条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を確認して可否の結果を宣告することができる。

第90条ただし書中「起立」を「電子表決システム」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

説明

多様な表決方法を確保するとともに、表決の迅速化と町民への公開性の向上等を目的とした、電子表決システムの導入及び適切な運用のため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(電子表決システム等による表決)</p> <p>第84条 議長は、表決を採ろうとするときは<u>電子表決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</u></p> <p>2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。</p> <p>3 第1項及び第90条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を確認して可否の結果を宣告することができる。</p> <p>4 一略一</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第90条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は<u>電子表決システム</u>の方法で表決を採らなければならぬ。</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第84条 議長は、表決を採ろうとするときは、<u>問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</u></p> <p>2 一略一</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第90条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は<u>起立</u>の方法で表決を採らなければならない。</p>